

D 1 - 2 8

5 年 保 存 ( 常 ) (令和12年12月31日まで)
----------------------------------

F N . D 1 - 6 - 0

鹿 交 企 第 3 0 3 9 号

令 和 7 年 1 1 月 1 1 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	交通対策第二係	TEL	■
----	---------	-----	---

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する事務処理要領  
について（通達）

見出しのことについては、「遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する事務処理要領について（通達）」（令和5年3月27日付け鹿交企第82号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、別添のとおり事務処理要領を改正し、令和7年11月11日から運用を開始することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和7年11月10日限り廃止する。

## 別添

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する事務処理要領

### 第1 事務処理上の留意事項

#### 1 届出の方法等

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第15条の3第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行う場合、使用者は、法第15条の3第1項及び第2項の規定並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第5条の4の規定により、当該遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする日の1週間前までに、通行場所を管轄する公安委員会に対して、必要事項を記載した別添の府令別記様式第1の3の4の届出書（以下「届出書」という。）及び府令第5条の4第3項各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を提出しなければならないこととされている。

なお、遠隔操作型小型車を通行させるたびに届出を行う必要はなく、一定期間、同一の場所を継続的に通行させようとする場合には、一度の届出で足りることから、その旨を届出をする者（以下「届出者」という。）に教示すること。

#### 2 届出先

遠隔操作型小型車に係る事故が発生した場合には、当該事故の発生場所を管轄する都道府県警察がこれに対処するとともに、当該場所を管轄する公安委員会が使用者に対する指示等を行う必要があることを踏まえ、通行場所が複数の都道府県の区域にわたるときは、使用者は、当該通行場所を管轄する全ての公安委員会に届け出なければならないこととされている。

なお、法上、届出は、都道府県公安委員会に対して行うこととされているが、本県では、届出者の利便性向上等の観点から、通行場所を管轄する警察署長（通行場所が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）を経由して、本県公安委員会に対して届出をさせることとする。

#### 3 届出事項及び添付書類

届出事項は、

- 使用者の氏名及び住所（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名）（法第15条の3第1項第1号）
- 通行場所（同項第2号）
- 遠隔操作場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制（同項第3号）
- 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法（同項第4号）
- 非常停止装置の位置及び形状（同項第5号）

- 遠隔操作型小型車の大きさ、原動機の種類及び構造上出すことができる最高の速度（同項第6号及び府令第5条の4第2項）
- であり、添付書類は、
- 届出者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し（以下「住民票の写し」という。）（府令第5条の4第3項第1号）
  - 届出者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写し（同項第2号）
  - 届出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書（同項第3号）
  - 遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であつて審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面（以下「合格証」という。）その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面（同項第4号）
  - 通行場所の付近の見取図（同項第5号）

であるところ、その留意事項は、(1)から(5)までのとおりである。

(1) 使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地

警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、法第15条の規定により、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者（以下「遠隔操作者」という。）に対し、通行方法の指示を行うことができることとされており、都道府県公安委員会は、法第15条の5第1項の規定により、使用者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、遠隔操作場所その他の使用者の事務所に入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるほか、法第15条の6の規定により、使用者に対する指示を行うことができることとされているところ、これらを的確に行うことができるよう、使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地が他の都道府県である場合には、関係する他都道府県警察と必要な情報共有を図ること。

なお、法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、日本国内の道路を通行する者が遵守すべき交通ルールを定めるとともに、その実効性を担保するため、都道府県公安委員会又は警察官等が必要な行政処分等を行うこととしていることから、届出書における使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地の記載欄は、日本国内を前提とした様式としている。

(2) 通行場所

法第4条第1項及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を

改正する命令（令和4年内閣府・国土交通省令第7号）による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定により、都道府県公安委員会は、遠隔操作型小型車を対象とする交通の規制をすることができることとされている。

法第15条の3第1項第2号の規定により、通行場所が届出事項とされ、府令第5条の4第3項第5号の規定により、通行場所の付近の見取図が添付書類とされているところ、都道府県公安委員会が適切に交通の規制を行うことを可能とするためには、届出書に記載される通行場所について、例えば、「A区全域」といった程度では足りず、番地まで特定されていることが望ましいことから、届出書に記載された通行場所の確認に当たって留意すること。

また、届出があった場合には、届出書の通行場所に係る記載内容に応じて、遠隔操作型小型車を対象とする交通の規制の実施状況を教示するなど、法に規定する遠隔操作型小型車の通行方法が遵守されるよう留意すること。

### (3) 遠隔操作のための装置、人員その他の体制

遠隔操作者が複数いる場合が想定されること、遠隔操作のための装置の性能が様々であること等を踏まえると、遠隔操作者に必要な連絡を迅速的確に行うとともに、都道府県公安委員会が違反行為の原因を特定し、適切に使用者に対する指示を行うためには、遠隔操作がどのような体制の下で行われるのかを把握しておく必要があることから、法第15条の3第1項第3号の規定により、遠隔操作のための装置、人員その他の体制を届け出なければならないこととされている。この点、遠隔操作のための装置としては、遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）の概要、前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法、非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法、有線・無線の別（有線の場合のケーブルの長さを含む。）、通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法等が、遠隔操作のための人員としては、遠隔操作者及びその補助を行う者の人数、交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における安全確保措置を行うための人員配置等が、その他の体制としては、二以上の遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合における一人が操作することができる遠隔操作型小型車の最大数、一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法、遠隔操作者に対する教育・訓練の内容等が、それぞれ想定される。

法第14条の3の規定により、遠隔操作者は、遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならないこととされていることから、遠隔操作者が同条に規定する義務を常に履行することが

できる状態を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を行うこと。

#### (4) 運送される人又は物の運送の方法

乗車装置・積載装置の別及びこれらの仕様によっては、乗車方法や積載方法が歩行者を含む他の交通主体の妨害になる場合もあり得ることから、そのような届出があった場合に、都道府県公安委員会が適切に指導することを可能とする必要があることを踏まえ、法第15条の3第1項第4号の規定により、運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法を届け出なければならないこととされている。この点、人を運送しようとする場合には、乗車人員の安定性の確保の方法（車外への転落防止措置）等が、物を運送しようとする場合には、物を積載する場所及び物の固定方法（車外への転落防止措置）等が、それぞれ想定される。

遠隔操作型小型車は、法第57条の規定による乗車又は積載の制限の対象とはされていないものの、運送しようとする物に鋭利な突出部がある場合その他歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合には、法第14条の3の規定に違反する可能性があることから、人又は物の運送の方法を確認し、届出者に必要な指導・助言を行うこと。

#### (5) 遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

府令第5条の4第3項第4号の規定により、合格証その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面が添付書類とされている。

これは、都道府県公安委員会において、機体の安全性を審査するためではなく、法第15条の規定による通行方法の指示、法第15条の2の規定による遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置、法第15条の6の規定による使用者に対する指示等を的確に行うことができるよう、どのような構造及び性能のものが道路を通行することとなるのかをあらかじめ把握するために求めているものであり、これを最も簡便かつ確実に把握することができる書面としては、合格証が挙げられるところ、これに相当する遠隔操作型小型車の製造者が作成した仕様書をはじめとする客観的な資料を排除するものではないことに留意すること。

### 4 届出事項の変更

法第15条の3第1項の規定により、届出事項を変更しようとする場合においても、通行場所を管轄する都道府県公安委員会に、3の届出事項を届け出なければならないこととされている。この点、変更の届出についても、府令第5条の4の規定により、遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする日の1週間前までに行わなければならないことについて、必要に応じて、届出者に教示すること。

### 5 届出番号等の通知

法第15条の3第3項の規定により、都道府県公安委員会は、届出者を識別するための番号、記号その他の符号（以下「届出番号等」という。）を届出者に通知しなければならないこととされている。

届出番号等は、届出を把握し、管理するために付与するものであることから、交通企画課において、届出番号等を記載し、又は記録した書面を作成し、適切に管理すること。

なお、届出番号等の通知の方法については、書面に記載して当該書面を交付する方法又は口頭により伝達する方法のいずれによることとしても差し支えないが、届出者に対して当該通知をする際には、法第15条の4の規定により、遠隔操作型小型車の見やすい箇所に当該届出番号等を表示しなければならないことを確実に説明すること。

## 第2 届出の取扱い

### 1 警察署における受理要領

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、届出があったときは、届出書及び前記第1の3に記載した添付書類の有無を確認し、不備がなければ届出書の余白に受付印を押印し、これを受理すること。
- (2) 署長は、届出を受理したときは、遠隔操作型小型車の通行届出受理簿（別記第1号様式）に記載し、同受理簿に届出書の副本を作成して保管するとともに、届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）の原本を速やかに交通企画課長を経て公安委員会に送付すること。
- (3) 届出事項の変更の届出についても、(1)、(2)と同様とする。
- (4) 署長は、届出に係る通行場所が複数の県の区域にわたるときは、当該通行場所を管轄する各県公安委員会に対して届出を行う必要がある旨を届出者に教示すること。

### 2 交通企画課における事務処理要領

#### (1) 届出書等の審査

交通企画課長は、署長から届出書等の送付を受けたときは、届出書等を審査し、記載事項に不備がなく、必要な書類が添付されているときは、届出書の余白に受付印を押印し、これを受理すること。

なお、届出書の記載漏れ及び添付書類の不備があった場合は、届出者に補正を求めるものとする。

#### (2) 情報提供

通行場所が複数の警察署の区域にわたるときは、当該届出を受理した署長を除く通行場所を管轄する他の署長に対し、届出事項等について速やかに情報提供すること。

(3) 届出番号等の管理要領

届出書等を受理したときは、届出番号等管理簿（別記第2号様式）に必要な事項を記載し、届出番号等を取得するものとする。

届出番号等は、

【公安委員会名】届出年の西暦－その年の一連番号（2桁）

（記載例）【鹿児島県公安委】2023－01

の要領で記載すること。

(4) 届出番号等の通知

交通企画課長は、(3)の管理簿により取得した届出番号等を届出者に通知するものとする。

(5) 届出番号等の通知方法

通知方法は、届出番号等を書面に記載して交付する方法（電子交付を含む。）又は口頭により伝達する方法のいずれかによることとし、書面を交付する場合は、遠隔操作型小型車届出番号等通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(6) 届出番号等の表示の説明

届出番号等を通知する際は、当該届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない旨を確実に説明すること。

別記様式第1の3の4（第5条の4関係）

遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）	
年 月 日	
公安委員会 殿	
届出者	
道路交通法第15条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。	
使 用 者	〒 ー 電話（ ） ー 番
通 行 場 所	
遠 隔 操 作 を 行 う 場 所	〒 ー 電話（ ） ー 番
遠 隔 操 作 の た め の 体 制	
運 送 さ れ る 人 又 は 物 の 別	人 ・ 物
人 又 は 物 の 運 送 の 方 法	
非 常 停 止 装 置 の 位 置 及 び 形 状	
遠 隔 操 作 型 小 型 車 の 大 き さ	
原 動 機 の 種 類	
構 造 上 出 す こ と が で き る 最 高 の 速 度	

- 備考 1 使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載すること。
- 2 通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を記載すること。
- 3 遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先を記載すること。
- 4 遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
- 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 届出をした事項を変更するときは、変更があつた事項に関してのみ記載すること。
- 7 不要の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



第2号様式（第2の2(3)関係）

届出番号等管理簿

	届出番号	使用者 (代表者)	遠隔操作を行う場所	管轄署	通行場所	備考
1						
2						
3						
4						
5						

(注：【公安委員会名】届出年（西暦）－一連番号)

遠隔操作型小型車届出番号等通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第15条の3第3項の規定に基づき、次のとおり届出番号等を通知します。

届 出 年 月 日	令和 年 月 日
届 出 番 号 等	【鹿児島県公安委員会】第 ー ー 号

備考 道路交通法第15条の4の規定により、上記届出番号等は使用する遠隔操作小型車の見やすい箇所に表示してください。

年 月 日

鹿児島県公安委員会